

「長久手市こどもの権利条例（案）」について

皆さんから、ご意見を募集します！

実施期間：令和8年4月18日(土)～5月18日(月)



長久手市では、「こどもを大切に作るルール（条例）」をつくる予定です。

この条例では、「こどもが大切にされるための考え方」を示して、大人にも、こどもにも、その大切さを伝えたり、一人ひとりのこどもが大切にされ、元気に育つことができるまちを目指します。

ぜひ、一度、「長久手市こどもの権利条例（案）」を読んでいただき、ご意見ください！

意見の提出方法

- 回答フォーム：電子申請システムから回答

https://www.city.nagakute.lg.jp/gyosei/koho_kocho/2/2/26465.html



電子データで見ている人はココをクリック



二次元コードからも
回答できます。

- 持 参：「長久手市役所子ども政策課」の窓口
- 郵 送：〒480-1196 愛知県長久手市岩作城の内60-1
長久手市役所 子ども政策課 ※令和8年5月18日(月) 消印有効
- F A X：0561-63-2100
- メール：kodomoseisaku@nagakute.aichi.jp

※用紙に書いて提出する場合は、「名前」「住所」「連絡先」を書いて、提出ください。

※みんなの名前、住所、連絡先はどこにも
出さないのので、安心して書いてください。

「こどもの権利条例」ってなに？



すべてのこどもは、生まれたときから「こどもの権利」をもっています。

この「こどもの権利」は、こどもがしあわせに、元気に大きくなるために、とても大切なものです。

その「こどもの権利」をまもるためのルールが「こどもの権利条例」です。

「こどもの権利」ってなに？

いろんな「こどもの権利」があります。例えば・・・

安全と安心が
守られる権利



意見を表明する
権利

自分らしく
生きる権利

豊かに育つ
権利

心と体を休める
権利

参加する権利

条例をつくるために、こんなことをやりました！

「意見聴取」

★こどもアンケート

市内の小学5年生全児童、市内の中学2年生全生徒を対象に、普段の生活や気持ちに関するアンケートを実施しました。



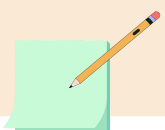
★こどもや大人への聞き取り

児童養護施設のこどもや日本語が上手に話せない外国籍のこども、その関係者や児童館スタッフ等に、こどもの権利について、ヒアリングしました。



★「こどもの権利」モヤッとさがし

「こどもの権利」に関する「モヤッと」することを大人やこどもに、フセンに書いてもらいました。



★こどもインタビュー

市内の全小学区の児童館等に出向いて、こどもたちに「こどもの権利」に関するインタビューを実施しました。



「けんとう 検討・はな 話しあ 合い」

★じょうれい 条例アドバイザー

じょうれい 条例の作成にあたっては、あいちきょういくだいがく 愛知教育大学の
おおむらせんせい 大村先生、あいちけんりつだいがく 愛知県立大学のむらたせんせい 村田先生から専門
せんもん 的なアドバイスを受けながら、じょうれい 条例づくりを
すす 進めました。



★こ 子ども・こそだ 子育てかいぎ 会議

がくしきけいけん 学識経験を有する者、こ 子どものほごしゃ 保護者、ふくし 福祉・
ほけん 保健・いりょう 医療及びきょういく 教育に関するだんたい 団体又はきかん 機関を代
ひょう 表する者、こうぼ 公募によるしみん 市民等なご で構成するかいぎ 会議
で、じょうれい 条例の内容についてけんとう 検討しました。

★こども 子ども会議

しな 市内在住の、しょうがく 小学6年生からこうこうせい 高校生までの
27人（れいわ 令和8年3月末時点）で、ぐるー グループワーク等を通して、じょうれい 条例に盛り込みたい
ないよう 内容についてはな 話しあいました。

★ちょうないけんとう 庁内検討会議

ふくし 福祉、きょういく 教育、ちいききょうせい 地域共生など、たよう 多様な分野のたんとう 担当
が集まり、じょうれい 条例に盛り込むべき内容について、
おうだんてき 横断的にけんとう 検討しました。



ながくてし けんり じょうれい
長久手市こどもの権利条例

もくじ
目次

ぜんぶん
前文

だい しょう そうそく だい じょう だい じょう
第1章 総則（第1条・第2条）

だい しょう たいせつ けんり だい じょう だい じょう
第2章 こどもの大切な権利（第3条—第8条）

だい しょう けんり ほしょう やくわり だい じょう だい じょう
第3章 こどもの権利を保障するための役割（第9条—第13条）

だい しょう きほんてき しさく だい じょう だい じょう
第4章 基本的な施策（第14条—第20条）

だい しょう しさく すいしん だい じょう だい じょう
第5章 施策の推進（第21条—第23条）

附則

こどもは、生まれたときからひとしく一人の人間として自分らしく幸せに生きる権利を持っています。また、それぞれが様々な個性や能力を持ち、誰もが夢や希望を抱き、未来への可能性が開かれています。そして、自分の権利が尊重される経験を通して、ほかの人の権利も大切にすることを学びます。そうした多様な経験の積み重ねが、豊かな人間性を育み、命を大切にすることとおとなへと成長することができます。

長久手市は、こどもが社会の一員であることを理解し、市民とともに、こどもの声に耳を傾け、全てのこどもが自立した個人として将来にわたり心豊かで健やかに育つまちを目指します。また、自ら声を上げることができずにいるこどもや置かれている環境、人間関係等で生きづらさを抱えるこどもに寄り添い、こどもにやさしいまちとなるよう、この条例を定めます。そして、次に掲げるこどもの思いが実現できるまちづくりに努めます。

「私たちが幸せに生きるために大切だと思ふことは、こどもとおとながお互いに尊重しあうことです。それにより、こども同士もお互いを尊重し、より良い関係をつくることができます。そして、一人ひとりがやりたいことを、みんなで応援できるまちにしていきたいです。」

だい しょう そうそく
第1章 総則

もくてきおよ きほんりねん
(目的及び基本理念)

だい じょう じょうれい にほんこくけんぽうおよ じどう けんり かん じょうやく りねん もと すべ
第1条 この条例は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、全てのこどもの幸せのために、こどもの大切な権利を明らかにし、その権利を保障することを目的とします。

2 この条例の目的を実現するために、次に掲げることを基本理念とします。

- (1) こどもに関することを決めるときは、こどもにとって最善の利益を優先して考えること。
- (2) こども自身が自分の意見を自由に表明することができ、その意見が一人ひとりの発達に応じて尊重されること。
- (3) おとなとこどもは、お互いに尊重しあうこと。
- (4) こどもが失敗を恐れず挑戦し、夢や希望を抱くことができる環境づくりに努めること。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) こども 18歳未満の人その他これらの人とひとしく権利を認めることが適当である人をいいます。
- (2) 学校等施設関係者 学校教育施設、児童福祉施設、社会教育施設、保健医療施設、公園その他のこどもが育ち、学ぶために利用する施設で市内にあるもの(以下「学校等施設」という。)を運営し、又は学校等施設において事業若しくは活動を行う者(法人その他の団体を含みます。)をいいます。

第2章 こどもの大切な権利

(安全と安心が守られる権利)

第3条 こどもは、安全と安心が守られるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 命が守られること。
- (2) 清潔で健康に過ごすことができる適切な衣食住があること。
- (3) 育ててくれる人がいて、安全な場所があり、安心して過ごすことができること。
- (4) 適切な医療や教育が受けられること。
- (5) プライバシーが守られること。
- (6) 差別を受けないこと。
- (7) 個性や環境に応じた支援を受けられること。
- (8) いじめ、犯罪、虐待、災害その他のこどもを取り巻く有害又は危険な環境から守られること。

(自分らしく生きる権利)

第4条 子どもは、自分らしく生きるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) ありのままの自分が認められ、個性が尊重されること。
- (2) 自分の考えや気持ちを表すこと。
- (3) 自分に関することの決定に、自分が関わることができ、その際に適切な情報が得られ、助言及び支援が受けられること。
(豊かに育つ権利)

第5条 子どもは、様々な経験をして豊かに育つために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 遊んだり、学んだりすること。
- (2) 多様な人たちとふれあうこと。
- (3) 芸術、文化、スポーツ及び自然にふれること。
- (4) 夢を持ち、挑戦すること。また、失敗しても再び挑戦すること。
(心と体を休める権利)

第6条 子どもは、心身ともに健やかであるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 心と体を休めること。
- (2) 自由な時間があること。
(参加する権利)

第7条 子どもは、自ら社会活動に参加するために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 仲間をつくり、集うこと。
- (2) 社会参加への適切な情報及び支援が受けられること。
(意見を表明する権利)

第8条 子どもは、意見を表明するために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自分の意見を表明できる機会があること。
- (2) おとなの意見と同じように、子どもの意見が尊重されること。

第3章 子どもの権利を保障するための役割

(こどもの役割)

第9条 だい じょう じぶん けんり ただ りかい ひと けんり
 どもは、自分の権利を正しく理解するとともに、ほかの人にも権利があることを認識し、いじめや差別をしない等、ほかの人の権利も尊重するよう努めるものとします。

2 はったつ おう せきにん こうどう つと
 どもは、その発達に応じた責任ある行動をするよう努めるものとします。

ほ ごしや やくわり
 (保護者の役割)

第10条 だい じょう ほ ごしや よういく せきにん も つぎ かか つと
 保護者は、そのこどもの養育について責任を持ち、次に掲げることに努めるものとします。

- (1) かんが きも う と ひとり はったつ おう よういく
 こどもの考えや気持ちを受け止め、一人ひとりの発達に応じて養育すること。
- (2) ひとり こせい みと の みまも
 一人ひとりのこどもの個性を認め、それを伸ばしていけるよう見守ること。
- (3) ゆめ ちょうせん おうえん しっぱい ふたた ちょうせん
 こどもの夢や挑戦を応援し、失敗しても再び挑戦することができるように、こどもを支えること。

がっこうとう し せつかんけいしや やくわり
 (学校等施設関係者の役割)

第11条 だい じょう がっこうとう し せつかんけいしや うんえいまた じぎょう も かつどう あ
 学校等施設関係者は、その運営又は事業若しくは活動に当たっては、こどもが健やかに成長できるよう、次に掲げることに努めるものとします。

- (1) そうだん ふん い き おこな
 こどもが相談しやすい雰囲気づくりを行うこと。
- (2) じぶん ゆた そだ かんきょう おこな
 こどもが自分らしく豊かに育つ環境づくりを行うこと。
- (3) しゅたいてき かんが まな こうどう ちから み
 こどもが主体的に考え、学び、行動する力を身につけることができるよう、一人ひとりの発達に応じて必要な支援を行うこと。
- (4) こんなん かか そう き はっけん つと かいけつ む ひつよう しえん たいさく おこな
 困難を抱えるこどもの早期発見に努め、解決に向けた必要な支援と対策を行うこと。
- (5) けんり りかい けんしゅう さん か また じゅう じしや けんしゅう き
 こどもの権利を理解するための研修に参加し、又は従事者にその研修の機会を与えること。
- (6) し れんけい あんぜん あんしん く かんきょう すいしん
 市と連携し、こどもが安全に安心して暮らすことができる環境づくりを推進すること。

しみん やくわり
 (市民の役割)

第12条 だい じょう しみん しゃかい いちいん みと あんぜん あんしん すこ
 市民は、こどもを社会の一員として認め、こどもが安全に安心して健やかに過ごせるように、それぞれの立場で、次に掲げることに努めるものとします。

- (1) おも あたた みまも
 こどもを思いやり、温かく見守ること。
- (2) ちいき あんぜん かんきょう すいしん
 地域の安全な環境づくりを推進すること。
- (3) たよう せだい どうし こうりゅう きかい
 多様な世代や子ども同士の交流の機会をつくること。

(4) 雇用する労働者が安心して子育てができる職場環境づくりを推進すること。

(市の責務)

第13条 市は、子どもの権利が保障されるよう、子どもの視点を尊重した上で、次に掲げることに留意し、子どもに関する施策を実施します。

(1) 保護者、学校等施設関係者及び市民がそれぞれの役割を果たすことができるように必要な支援を行うこと。

(2) 社会的養護その他の様々な状況のもとにある子どもに配慮すること。

第4章 基本的な施策

(理解促進)

第14条 市は、子どもの権利の理解促進を図るため、次に掲げることについて必要な支援を行います。

(1) 子どもが学校等施設において、子どもの権利について学ぶこと。

(2) 市民が行事等において、子どもの権利について学ぶこと。

(3) 市民が子どもの権利について理解を深めるための活動を行うこと。

(子どもに関わる人への支援)

第15条 市は、困難を抱える子育て家庭に対して、必要に応じて継続した支援を行います。

2 市は、学校等施設関係者及びその従事者が、子どもの健やかな育ちに取り組む上で必要な知識を習得できる機会を設けるとともに、これらの者が子どもと向き合う上で生じる悩みごとや困りごとの相談への対応及び助言をします。

(有害又は危険な環境からの保護)

第16条 市は、保護者、学校等施設関係者及び市民と連携し、子どもが環境汚染、過激な暴力、性的な情報、犯罪その他の身体的又は精神的に有害又は危険な環境に接することがないように努めます。

(相談体制の整備)

第17条 市は、子どもや子どもに関わる人が、子ども自身の悩みや子どもの権利侵害について、安心して相談できる体制を整備します。

(権利侵害からの救済)

第18条 市は、権利侵害を受けた子どもを適切かつ迅速に救済するため、関係機関等と連携し、必要な支援を行います。

い ば し ょ
(居場所づくり)

だ い じ ょ う し は、こ ど も が あ ん ぜ ん あ ん し ん じ ぶ ん す
第 19 条 市は、子どもが安全に安心して自分らしく過ごすことができる、一人ひ
とりの発達に応じた適切な居場所づくりを進めます。

い け ん ひ ょ う め い
(意見表明)

だ い じ ょ う し が っ こ う と う し せ つ か ん け い し ゃ お よ し み ん た ち ば り ょ う
第 20 条 市、学校等施設関係者及び市民は、それぞれの立場で、子どもが利用する
し せ つ さ ん か ぎ ょ う じ と う い け ん ひ ょ う め い き か い も う
施設、子どもが参加する行事等において、子どもが意見を表明できる機会を設け
るものとします。

だ い し ょ う し さ く す い し ん
第 5 章 施策の推進

か ん け い き か ん と う れ ん け い
(関係機関等との連携)

だ い じ ょ う し は、こ ど も に 関 す る し さ く す い し ん ひ つ よ う お う く に あ い ち け ん お よ
第 21 条 市は、子どもに関する施策を推進するため、必要に応じて国、愛知県及び
か ん け い き か ん と う れ ん け い ち ょ う せ い
関係機関等と連携し、調整します。

か ん け い け い かく さ く て い
(子どもに関する計画の策定)

だ い じ ょ う し は、こ ど も の い け ん き か ん し さ く そ う ご う て き す い し ん は か
第 22 条 市は、子どもの意見を聞き、子どもに関する施策の総合的な推進を図る
た め の け い かく さ だ
ための計画を定めます。

ふ き ゃ う け い は つ
(普及啓発)

だ い じ ょ う し は、こ ど も の け ん り お よ け ん り し さ く
第 23 条 市は、子どもの権利及び子どもの権利についての施策について、子ども
に わ か り や す く つ た ほ ご し ゃ が っ こ う と う し せ つ か ん け い し ゃ お よ し み ん り か い ふ か
に分かりやすく伝え、保護者、学校等施設関係者及び市民の理解を深めるため、定
き て き こ う ほう お よ け い は つ お こ な
期的に広報及び啓発を行います。

し ぜ ん こ う き て い ふ き ゃ う け い は つ か つ と う さ ん か
2 市は、前項の規定による普及啓発活動に、子どもが参加することができるよう
つ と
努めます。

ふ そ く
附 則

じ ょ う れ い れ い わ ね ん が つ に ち し こ う
この条例は、令和8年〇月〇日から施行する。

ぜんぶん
前文について

こどもは、生まれたときからひとしく一人の人間として自分らしく 幸せに生きる権利を持っています。また、それぞれが様々な個性や能力を持ち、誰もが夢や希望を抱き、未来への可能性が開かれています。そして、自分の権利が尊重される経験を通して、ほかの人の権利も大切にすることを学びます。そうした多様な経験の積み重ねが、豊かな人間性を育み、命を大切にすることおとなへと成長することができます。

長久手市は、こどもが社会の一員であることを理解し、市民とともに、こどもの声に耳を傾け、全てのこどもが自立した個人として将来にわたり心豊かで健やかに育つまちを目指します。また、自ら声を上げることができずにいるこどもや置かれている環境、人間関係等で生きづらさを抱えるこどもに寄り添い、こどもにやさしいまちとなるよう、この条例を定めます。そして、次に掲げるこどもの思いが実現できるまちづくりに努めます。

「私たちが幸せに生きるために大切だと思うことは、こどもとおとながお互いに尊重しあうことです。それにより、こども同士もお互いを尊重し、より良い関係をつくることができます。そして、一人ひとりがやりたいことを、みんなで応援できるまちにしていきたいです。」

かいせつ
【解説】

- ・長久手市が目指すこどもを大切にすることの姿や考え方を示したものです。
- ・「こどもの権利が尊重され、こどもが健やかに育つことができるまち」を目指すことを掲げています。
- ・前文の最後に掲げている文章は、市内在住の小学6年生から高校生までのこども会議委員が主となって考えた文章です。条例に定める思いを表しています。

もくてきおよ きほんりねん
目的及び基本理念（第1条）

- 1 この条例は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、全てのこどもの幸せのために、こどもの大切な権利を明らかにし、その権利を保障することを目的とします。
- 2 この条例の目的を実現するために、次に掲げることを基本理念とします。
 - (1) こどもに関することを決めるときは、こどもにとって最善の利益を優先して考えること。
 - (2) こども自身が自分の意見を自由に表明することができ、その意見が一人ひとりの発達に応じて尊重されること。
 - (3) おとなとこどもは、お互いに尊重しあうこと。
 - (4) こどもが失敗を恐れず挑戦し、夢や希望を抱くことができる環境づくりに努めること。

ていぎ
定義（第2条）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) こども 18歳未満の人その他これらの人とひとしく権利を認めることが適当である人をいいます。
- (2) 学校等施設関係者 学校教育施設、児童福祉施設、社会教育施設、保健医療施設、公園その他のこどもが育ち、学ぶために利用する施設で市内にあるもの（以下「学校等施設」という。）を運営し、又は学校等施設において事業若しくは活動を行う者（法人その他の団体を含みます。）をいいます。

安全と安心が守られる権利（第3条）

こどもは、安全と安心が守られるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 命が守られること。
- (2) 清潔で健康に過ごすことができる適切な衣食住があること。
- (3) 育ててくれる人がいて、安全な場所があり、安心して過ごすことができること。
- (4) 適切な医療や教育が受けられること。
- (5) プライバシーが守られること。
- (6) 差別を受けないこと。
- (7) 個性や環境に応じた支援を受けられること。
- (8) いじめ、犯罪、虐待、災害その他のこどもを取り巻く有害又は危険な環境から守られること。

こどもの声

ワークショップなどから ～こどもにとって大切な権利とは何か～

「安心安全でいられる」「帰るところがある」「育ててくれる人がいる」「健康でいられる」

「家の中で安心して寝ることができる」「自分の部屋がある」「いじめをなくしてほしい」

「悪いことから守られる」

自分らしく生きる権利（第4条）

子どもは、自分らしく生きるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) ありのままの自分が認められ、個性が尊重されること。
- (2) 自分の考えや気持ちを表すこと。
- (3) 自分に関することの決定に、自分が関わることができ、その際に適切な情報が得られ、助言及び支援が受けられること。

こどもの声

ワークショップなどから ～子どもにとって大切な権利とは何か～

「好きなものを否定されない」「自分の個性を表現できる」

「自分の考えを持つことができる」

「大人が子どもに意見を押しつけないこと」

豊かに育つ権利（第5条）

子どもは、様々な経験をして豊かに育つために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 遊んだり、学んだりすること。
- (2) 多様な人たちとふれあうこと。
- (3) 芸術、文化、スポーツ及び自然にふれること。
- (4) 夢を持ち、挑戦すること。また、失敗しても再び挑戦すること。

こどもの声

ワークショップなどから ～子どもにとって大切な権利とは何か～

「学ぶことができる」「自分のやりたいスポーツができる」「公園で遊ぶことができる」

「みんなと楽しく遊ぶことができる」「やりたいことに挑戦できる」

「夢を持つことができる」「失敗しても再び挑戦することを応援してもらえる」

心と体を休める権利（第6条）

子どもは、心身ともに健やかであるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 心と体を休めること。
- (2) 自由な時間があること。

こどもの声

ワークショップなどから～子どもにとって大切な権利とは何か～

「一人の時間をもつことができる」「自分のために使える時間がある」

「習い事が忙しすぎて友達と遊ぶ時間が無いのは良くない」

参加する権利（第7条）

子どもは、自ら社会活動に参加するために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 仲間をつくり、集うこと。
- (2) 社会参加への適切な情報及び支援が受けられること。

こどもの声

ワークショップなどから～子どもにとって大切な権利とは何か～

「地域のボランティア活動をする」「好きなことや趣味をみんなと共有できる」

「ルール等を決めるのは大人だけではなく、子どもも一緒に考える」

意見^{いけん}を表明^{ひょうめい}する権利^{けんり}（第8条）

子どもは、意見^{いけん}を表明^{ひょうめい}するために、次^{つぎ}に掲げることが保障^{かかほしょう}されます。

- (1) 自分^{じぶん}の意見^{いけん}を表明^{ひょうめい}できる機会^{きかい}があること。
- (2) おとなの意見^{いけん}と同じように、子ども^{おな}の意見^{いけん}が尊重^{そんちょう}されること。

こどもの声

ワークショップなどから ～子どもにとって大切な権利^{たいせつけんり}とは何か～

「自分^{じぶん}の考え^{かんが}を考えたままにせず、その考え^{かんが}を発言^{はつげん}できる」

「感じている思いや考え^{かんが}を発言^{はつげん}できる」

「子ども^{いけん}の意見^{そんちょう}が尊重^{そんちょう}される」「子ども^{いけん}の話^{はなし}を大人^{おとな}がしっかり聞いてくれる」

「どうせ無理^{むり}って大人^{おとな}は子ども^いに言わないこと」

第3章 こどもの権利を保障するための役割

こどもの役割 (第9条)

- 1 こどもは、自分の権利を正しく理解するとともに、ほかの人にも権利があることを認識し、いじめや差別をしない等、ほかの人の権利も尊重するよう努めるものとします。
- 2 こどもは、その発達に応じた責任ある行動をするよう努めるものとします。

こどもの声

ワークショップなどから ～こどもにとって大切な権利とは何か～

「自分がされて嫌なことを他人にしてはいけない」「みんなで助け合うこと」

「人の意見を否定しないこと」

保護者の役割 (第10条)

保護者は、そのこどもの養育について責任を持ち、次に掲げることに努めるものとします。

- (1) こどもの考えや気持ちを受け止め、一人ひとりの発達に応じて養育すること。
- (2) 一人ひとりのこどもの個性を認め、それを伸ばしていけるよう見守ること。
- (3) こどもの夢や挑戦を応援し、失敗しても再び挑戦することができるように、こどもを支えること。

こどもの声

ワークショップなどから ～こどもにとって大切な権利とは何か～

「親の機嫌によってできることと、できないことがあるのは良くない」

「目標を応援してもらえること」「やりたい習い事をやらせて欲しかった」

「理不尽に怒られないこと」「部活動の送迎をしてもらえた」

学校等施設関係者の役割（第11条）

学校等施設関係者は、その運営又は事業若しくは活動に当たっては、子どもが健やかに成長できるよう、次に掲げることに努めるものとします。

- (1) 子どもが相談しやすい雰囲気づくりを行うこと。
- (2) 子どもが自分らしく豊かに育つ環境づくりを行うこと。
- (3) 子どもが主体的に考え、学び、行動する力を身につけることができるよう、一人ひとりの発達に応じて必要な支援を行うこと。
- (4) 困難を抱える子どもの早期発見に努め、解決に向けた必要な支援と対策を行うこと。
- (5) 子どもの権利を理解するための研修に参加し、又は従事者にその研修の機会を与えること。
- (6) 市と連携し、子どもが安全に安心して暮らすことができる環境づくりを推進すること。

子どもの声

ワークショップなどから ～子どもにとって大切な権利とは何か～

「先生のおかげで、ちゃんと謝ることができた」「分からないことを教えてもらえる」

大人の声

ヒアリングなどから ～子どもの権利を守るために大切なこと～

「子どもの話を職員が初めから否定しないこと」

「子どもが話しやすい雰囲気をつくること」

市民の役割（第12条）

市民は、子どもを社会の一員として認め、子どもが安全に安心して健やかに過ごせるように、それぞれの立場で、次に掲げることに努めるものとします。

- (1) 子どもを思いやり、温かく見守ること。
- (2) 地域の安全な環境づくりを推進すること。
- (3) 多様な世代や子ども同士の交流の機会をつくること。
- (4) 雇用する労働者が安心して子育てができる職場環境づくりを推進すること。

市の責務（第13条）

市は、子どもの権利が保障されるよう、子どもの視点を尊重した上で、次に掲げることに留意し、子どもに関する施策を実施します。

- (1) 保護者、学校等施設関係者及び市民がそれぞれの役割を果たすことができるように必要な支援を行うこと。
- (2) 社会的養護その他の様々な状況のもとにある子どもに配慮すること。

第4章 基本的な施策

理解促進（第14条）

市は、子どもの権利の理解促進を図るため、次に掲げることについて必要な支援を行います。

- (1) 子どもが学校等施設において、子どもの権利について学ぶこと。
- (2) 市民が行事等において、子どもの権利について学ぶこと。
- (3) 市民が子どもの権利について理解を深めるための活動を行うこと。

こどもに関わる人への支援（第15条）

- 1 市は、困難を抱える子育て家庭に対して、必要に応じて継続した支援を行います。
- 2 市は、学校等施設関係者及びその従事者が、こどもの健やかな育ちに取り組む上で必要な知識を習得できる機会を設けるとともに、これらの者がこどもと向き合う上で生じる悩みごとや困りごとの相談への対応及び助言をします。

有害又は危険な環境からの保護（第16条）

市は、保護者、学校等施設関係者及び市民と連携し、こどもが環境汚染、過度な暴力、性的な情報、犯罪その他の身体的又は精神的に有害又は危険な環境に接することがないように努めます。

こどもの声

ワークショップなどから ～こどもにとって大切な権利とは何か～

「こどもが安心して過ごせること」「正直すぎるこどもが社会でだまされないようにする」

「こども全員が正しい情報が得られる」

「こどもが安心して学校へ行けるようにボランティアの人がいる」

大人の声

ヒアリングなどから ～こどもの権利を守るために大切なこと～

「困った時に頼れる大人や支援機関の存在」

相談体制の整備（第17条）

市は、子どもや子どもに関わる人が、子ども自身の悩みや子どもの権利侵害について、安心して相談できる体制を整備します。

こどもの声

ワークショップなどから ～困った時の相談について～

「相談する時はプライバシーが守られる静かな場所で」

「1対1の2人きりで、きちんと話を聞いてほしい」

大人の声

ヒアリングなどから ～子どもの権利を守るために大切なこと～

「小さな子どもであっても、考えや思いを持っているので、その情報を誰に、どこまで共有してよいか確認すること」

権利侵害からの救済（第18条）

市は、権利侵害を受けた子どもを適切かつ迅速に救済するため、関係機関等と連携し、必要な支援を行います。

居場所づくり（第19条）

市は、子どもが安全に安心して自分らしく過ごすことができる、一人ひとりの発達に応じた適切な居場所づくりを進めます。

こどもの声

ワークショップなどから ～子どもにとって大切な権利とは何か～

「楽しい時、落ち着ける時は、家族といる時、友達と遊んでいる時、静かな部屋でくつろいで過ごす時」

意見表明（第20条）

市、学校等施設関係者及び市民は、それぞれの立場で、子どもが利用する施設、子どもが参加する行事等において、子どもが意見を表明できる機会を設けるものとします。

大人の声

ヒアリングなどから ～子どもの権利を守るために大切なこと～
「施設で過ごすルールや遊び等を子ども達と話し合っ決めて」

第5章 施策の推進

関係機関等との連携（第21条）

市は、子どもに関する施策を推進するため、必要に応じて国、愛知県及び関係機関等と連携し、調整します。

子どもに関する計画の策定（第22条）

市は、子どもの意見を聞き、子どもに関する施策の総合的な推進を図るための計画を定めます。

普及啓発（第23条）

- 市は、子どもの権利及び子どもの権利についての施策について、子どもに分かりやすく伝え、保護者、学校等施設関係者及び市民の理解を深めるため、定期的に広報及び啓発を行います。
- 市は、前項の規定による普及啓発活動に、子どもが参加することができるよう努めます。

大人の声

ヒアリングなどから ～子どもの権利を守るために大切なこと～
「効果的な啓発方法は、学校等での学びの機会や、子どもへの支援現場での声かけ、対話」